



8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第27号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第30号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第31号 農業振興地域整備計画の変更等について

議案第32号 農用地利用集積計画案について（追加）

議案第33号 農業振興地域整備計画の変更について（追加）

報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第23号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん苦勞様です。

大雨後の総会であります。

皆様方の被害状況はいかがでしょうか、私の所では、池が決壊しそうになりブルーシートを地元と消防団員で設置をしました。その時に消防署へ連絡をすると避難してくださいということでありました。また、高梁川の水位が想定以上で脅威を覚えるような感じでありました。災害の爪あともすごく、台風以上の大雨の被害でありました。倉敷市真備町が厳しいことになっております。昭和地区では美袋、下倉地区の被害がすさまじく、国道180号もすごい状態になっていました。

色々な方へ話を聞いたところ、想定以上の雨で昭和47年の災害を上回るもので、皆さんビックリしている状態でありました。

昭和47年の災害を経験している高齢の人より、若い人が避難をしているような状況ではなかったかと思えます。

これからは、災害を想定してすみやかに避難しなければならないと思えます。

それでは、ただ今より平成30年第7回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は、農業委員13人、欠席2人で1番委員、13番委員であります。農地利用最適化推進委員には、4名の方の出席をお願いしております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いたします。

### **【日程第1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、2番委員、3番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### **【日程第3 付議事件】**

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入りますが、平成30年7月9日付けで、総社市長片岡聡一から依頼があったことから、追加議案2件を提出いたします。

それでは、農地担当の3番委員よろしく願いいたします。

### **【議案第27号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

早速ではありますが、付議事件の審議に入ります。

議案第27号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第27号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号16番】

(農地担当)

2ページ、16番の黒尾の案件であります。申請人が新規就農者であります。よって、本総会に出席をしていただいております。

この件につきましては、審議の進め方を次のようにさせていただきます。

申請人の方が入室される前に、地元委員から農地の現状、状況についての報告をお願いいたします。その後、申請人へ入室していただきます。

まず、私から基本的なことにつきまして説明を求めます。それを受けまして、委員の方々からご質疑をいただくようにいたします。質疑が終了した後に申請人へ退出していただきまして、通常の審議に入ります。

このような流れで進行させていただきますのでお願いをいたします。

それでは、16番、黒尾の件について地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請農地は黒尾になっていますが、●●に近い所になります。

この地域は限界集落になっております。現在、住んでいる人はいないような状態です。

今回の渡し人も麓の黒尾へ転居されております。申請地の農地は年に1回程度、草刈りをしているような状況です。

受け人の●●さんは、現在、申請地の近くで3年ほど飲食業をされております。週に4日程度営業されておられます。その飲食店でもてなす材料を自ら耕作をして提供したいという思いから今回の申請になったものであります。

今回の農地取得につきましては、人も住んでいない状況でもあります。今後は、荒れることが想定されます。申請人が耕作をしていただければ、地元としては問題ないと思います。

以上であります。

(農地担当)

黒尾の農地利用最適化推進委員であります宮崎委員から、何かありましたらお願いいたします。

(宮崎委員)

4番委員のとおりであります。

今回の申請人が耕作をしていただければ、荒廃農地になると思います。

昔は、家が5，6軒ありました。全ての方が農業をやられておりました。しかし、皆が麓へ引越しをされたような状態であります。

(農地担当)

それでは、申請人の方の入室をお願いしたいと思います。

今回は、申請人とそのご主人が来られています。

それでは、入室をお願いいたします。

~~~~~ 【申請人 入室】 ~~~~~

(農地担当)

本日は、お忙しい中、出席をしていただきましてありがとうございます。

私は、農地担当をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

まず、私から基本的なことにつきまして、質問をさせていただきます。その後、各委員からの質問をさせていただくようになりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この総会は議事録作成のため録音をしております。

その点をご了承願います。

(申請人)

はい。

(農地担当)

それでは、私から質問をさせていただきます。

今までの農業の経験、所有している農機具等について自己紹介を兼ねてお願いいたします。

(申請人)

今回、申請をさせていただきました●●と申します。

よろしくお願いいたします。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

農業は、実家が●●県●●市でありまして、兼業農家でお米と野菜を作っており農協へ出荷しています。

私は、社会人となり東京で勤めをしていました。その後2005年にタイに行きました。タイでは農地を借りて、日本人の家族と農業をしていました。また、日本人の旅行者とイベントなどをしていました。2005年から2010年にタイ米を収穫した後に同じ土地で大豆を栽培していました。野菜については、家庭菜園程度で簡単な野菜を栽培していました。

その後、2010年頃から夫の両親がいる総社市を行ったり来たりしていました。2013年にタイから帰国をし、市内の●●●の前でお店をしていました。その後、お店を今回の申請地の近く

に移転をしました。そのお店の土地を昨年12月に購入をしました。その土地の周りで家庭菜園程度の畑をしているのと、敷地内にペカンという植物を植えています。私たちが来る前から購入した土地の一部を●●さんが耕作されていて、その方から教えてもらって2年くらいはやっています。上手に説明できませんが、以上であります。

夫の●●です。

よろしくお願いいたします。

機械は、●●で一緒にしている●●さんが殆ど持っています。

私たちは、タイでは手でやっていました。手でやっというと思っています。

(農地担当)

今回の申請農地も●●さんからの紹介ということですか。

(申請人)

今、お店をやっている土地の所有者の土地であります。

以前から、●●さんは土地を借りて田んぼをしていました。

入って3年程度になるのですが、草だらけで毎年草刈りをしていました。現在も耕作できるような状態にしている途中であります。

(農地担当)

●●●●●の下側あたりですか。

(申請人)

●●●●●あたりになります。

(農地担当)

今回、取得される農地への作付けは、どのようになっていますか。

(申請人)

現在は米を植えています。

畑になれば、マコモダケ、大豆、果樹などを予定しています。

ペカンは植えて3年くらいになります。

(農地担当)

野菜とかもですか。

(申請人)

お店でカレーや軽食を出しているの、その材料になるものを作ろうと考えています。

(農地担当)

お店で使用する材料ということですか。

(申請人)

お店で使う野菜、お店で販売するお茶葉などを考えています。

(農地担当)

委員の方からありましたら、よろしくお願いいたします。

(4番委員)

住むのはどこを予定されていますか。

(申請人)

現在は、●●に住んでいます。

いずれは●●に住もうと考えています。

行ったり来たりだと農業に関われる時間も少なくなり、子供が学校へ通っているので、タイミングを見て引っ越したいと思っています。

(4番委員)

お店の周辺にですか。

(申請人)

はい。

(4番委員)

農作業は2人でされるのですか。

(申請人)

●●さんに教えてもらいながら、2人です。

(2番委員)

すごく筆数が多いので、大変だと思っている。

面積も小さいのですが、農地は、まとまってあるのですか。

(申請人)

店の下側にまとまってあります。

(2番委員)

田が2反ぐらいですが、畑が小さいのから大きいのもあるので大変だと思う。

まとまってあれば栽培しやすいのかと思うのですが。

(農地担当)

続いている畑みたいです。

(申請人)

歩いて行ける距離ではあります。

(11番委員)

イノシシとか大変だと思うのですが。

(申請人)

去年の米は、全てイノシシに食べられました。

柵を設置しているのですが、飛び越えて入って来るみたいです。

(11番委員)

電柵などで対策をしていなければ、せっかく作っても台無しになってしまう。

(申請人)

イノシシに食べられない物を植えなければいけないのかなと。

(11番委員)

イノシシはミミズを食べるために掘り返すので、作物を作ろうと思えば有機物を入れなければならぬ。有機物を入れればミミズが発生する。イノシシが来るという悪循環になってしまう。

(申請人)

柵をしっかりしてやろうと思います。

(農地担当)

宮崎委員，水路などはどのようになりますか。

(宮崎委員)

ため池になります。谷川にパイプを敷設して利用もしています。

(農地担当)

水路の管理などは、どのようにされているのですか。

(宮崎委員)

地元で管理してもらわないと。

申請人の●●さんをお願いするようになります。

(申請人)

パイプがあります。

今年、暖かくなったのに水が出ないことがあった。

調べているうちに凍っていたということもありました。

(宮崎委員)

そこに住んでいる人は誰もいない。

耕作をしているのは、●●さんだけだと思う。

(11番委員)

場所は、●●●●のどのあたりになるのですか。

(宮崎委員)

●●●●の奥になります。

●●部落の入口付近になります。

(申請人)

部落に入る最初の1軒目付近になります。

(農地担当)

畑もかなり奥になろうかと思っています。

(宮崎委員)

今回の申請人である●●さんに耕作していただかなければ、この地区はお手上げになります。

(農地担当)

他にありませんか。

なければ、申請人に対する質問は終わりにしたいと思います。

申請人から、何か発言がありましたらお願いいたします。

(申請人)

農地以外、例えば原野などにマコモダケを植えようと考えているのですが、それは問題ありませんか。

(主査)

特に問題ありません。

(農地担当)

申請人の●●さん、この後、総会での審議にはいります。

本日は、総会へ出席していただき、ありがとうございました。

~~~~~ 【申請人 退室】 ~~~~~

(農地担当)

それでは、16番、黒尾の件につきまして、意見等ありましたらお願いをいたします。

(委員)

なし。

(宮崎委員)

集落には誰も住んでいない。

●●さんへ頑張ってもらえないかな。

草刈りは大変だと思うが、頑張ってもらいたい。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

16番、黒尾の件について許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、16番は許可されました。

【受付番号17番、18番】

(農地担当)

次に、17番、18番の南溝手の件について関連がありますので、一括して審議したいと思えます。

17番、18番の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

申請地につきましては、今まで受け人の方が田への取入口として利用をしていました。その部分を利用させてもらっていましたが、今回、整理したいということで取入口として利用していた部分との交換になります。申請人へも確認をしましたが、今後、トラブルになっても困るということでの申請になります。

地元としては、何ら問題ありませんので、よろしく審議をお願いいたします。

(農地担当)

この地区の推進委員であります林委員から、補足がありましたらお願いをいたします。

(林齊委員)

11番委員の報告のとおりであります。

渡し人と受け人は、親戚関係になります。稲を作付けしていましたが、しばしば水が入らないということがありました。このことを解消するというので今回の申請になったものであります。

地元としては、何ら問題ありません。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

17番、18番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、17番、18番は許可されました。

#### 【受付番号19番】

(農地担当)

続きまして、19番、清音三因の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員)

この農地につきましては、受け人の父親と渡し人の父親が親戚関係になります。

渡し人の父親が亡くなってからは、柿を植えておりました。今後、受け人も引続き柿を管理しながら、柿の木を植える計画もあるようであります。地元としても引続き管理していただくことが一番良いことだと思っています。

よろしく、ご審議の程お願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、19番は許可されました。

#### 【受付番号20番】

(農地担当)

次に20番、新本の件につきまして、地元委員の報告をお願いいたします。

(主査)

1番委員が欠席していますので、事務局から説明をさせていただきます。

先般、1番委員から次のとおり調査内容について報告をいただいています。

受け人については、所有農地等を全て効率的に利用されており、農地法第3条に規定されている要件を全て満たしており、地元としては問題ないということであります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、20番は許可されました。

【受付番号21番】

(農地担当)

続きまして、21番、八代の件について地元委員の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現地につきましては、不作付地ということで耕作はされておられません。

仲介された方がいたみたいですよ。

地目は田となっていますが、作付けはされていません。

譲り受け後は、受け人において畑作として利用する部分と稲の作付け時期に苗床として利用する計画になっています。

受け人につきましても現在も耕作をされております。機械類も問題ありませんので、地元としては問題ないと考えております。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、21番は許可されました。

【受付番号22番】

(農地担当)

続きまして、22番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

この申請地は、●●●の北側にある池の東側に位置する所です。今年の総会で後継者がいないということで、地元の方へ管理をお願いするという申請がありました。その時の申請から漏れ

ていたようであります。畦のような形であります。そのままにしておくと雑草が茂り迷惑になることから、今回の申請になったものであります。

審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、22番は許可されました。

#### **【議案第28号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

続きまして、議案第28号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第28号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号2番】**

**【議案第29号 受付番号14番】**

(農地担当)

それでは、5ページ、2番、福井の件であります、7ページの14番と関連がありますので、一括して審議したいと思います。

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

7月5日に現地調査をいたしました。

10番委員，12番委員，推進委員の林齊委員，宮崎委員と事務局職員の6名で行いました。  
東が住宅，西側が水田，南側は道路，北側は残地として田が残っています。

現在は，草が茂っている状態でした。

2番と14番は，同じ田でありますので同じような状態でありました。

以上であります。

(農地担当)

地元委員が，私になりますので報告をさせていただきます。

(3番委員)

農地法第4条，第5条についてであります，申請地につきましては，●●●●●から北側の位置になります。従来からの住宅地と水田との境になります。近年，住宅化が進んでいる地域であります。住宅を目的とした農地転用とそれに伴う道路を目的とした農地法第4条の申請になります。

詳細につきましては，地元の推進委員であります山上委員から説明をお願いいたします。

(山上委員)

現地は，東が住宅，西が田，南が道路，北側は田であります。

説明にもありましたように，特に最近，住宅が建てられている地域であること。また，被害防除計画からも周辺農地への影響はないものと考えております。

以上であります。

(農地担当)

事務局から，補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが，市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地ということで，第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは，この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで，諮問はいたしません。

それでは，採決いたします。

5ページの2番，7ページの14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

### 【議案第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第29号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号12番, 13番】

(農地担当)

それでは、7ページの12番と13番は関連案件でありますので、一括して審議したいと思います。

それでは、12番、13番の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

この土地につきましては、添付図面を見ていただければと思います。

東が道路、西が住宅、南側が畑、北側は宅地で倉庫が建っている状態です。

土地の状況ではありますが、真砂土を入れて整地してある状態です。

13番につきましては、東が道路、西が住宅、南は宅地、北側は畑です。

以上であります。

(農地担当)

地元委員が私になりますので、報告をさせていただきます。

2件の農地ですが、●●地区の●●になります。

住宅を目的とした農地転用と敷地拡張を目的とした農地転用の申請になります。

詳細については、農地利用最適化推進委員の難波委員が行っていますので、お願いをいたします。

(難波委員)

添付図面を見ていただければと思います。

現地調査の報告にもありますように、北側に建物が建っていますが、これを取り壊して住宅を建

てるといふことでもあります。また、南側の畑も同時に農地転用するものであります。申請地からの生活排水は公共下水道へ接続、雨水につきましては、東側、北側の道路側溝へ排水する計画になっています。土砂等の流出、日照、通風、用水等は影響ないものと思われまゝ。

13番につきましては、申請地の一部に倉庫が建っていることが分かりました。このようなことから今回の申請になったものであります。申請理由といたしましては、敷地拡張であります。なお、倉庫は今後撤去する予定になっています。

このようなことから、日照、通風、用水に問題はなく、土砂等の流出についても土留を施工することにより問題ないと思ひます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

事務局から、補足説明をお願ひいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地ということ、第2種農地と判断してあります。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということ、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

12番、13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

#### 【受付番号15番】

(農地担当)

15番、中央、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願ひいたします。

(11番委員)

この土地につきましては、東側が道路、西側が残地、南側も残地、北側が水路、道路になっています。

申請地は、草が生えている状態です。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員から報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、●●●●●の真南になります。北側一部が中央、南側の大部分が真壁になります。

現地の状況ですが、現地調査の報告のとおりです。

周辺農地への影響ですが、用水については問題ありません。生活雑排水は下水道へ接続、雨水については道路側溝へ排水する計画になっていることから問題ありません。

日照、通風については、隣接地から離れて建築することから問題ないと思います。

土砂の流出等については、擁壁を設置し土砂の流出がないようにすることから問題ないと思います。

これらのことから、周辺農地への影響はないものと思われます。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、備考欄には教育施設と記載してありますが、医療施設に訂正をしていただければと思います。よって、おおむね500メートル以内に2つ以上の医療施設がある農地ということで、第3種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、15番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当)

16番、総社の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

この土地につきましては、東側が田で休耕していました。西側が宅地、宅地の南側に申請地への進入路になるようになっていきます。南側につきましては、野菜を植えている状態、北側が水路、申請地は保全管理されている状態でありました。

(農地担当)

地元委員が私になりますので報告をさせていただきます。

(3番委員)

申請地は、●●●●●の東側になります。●●●●●と●●●●●の間になろうかと思えます。広がりのある農地であったのですが、ここ数年、住宅地が増えてきているような状態でありません。

詳しくは、推進委員の難波委員に調査をしていただいていますのでお願いいたします。

(難波委員)

現地の状況は11番、3番委員の報告のとおりであります。

生活排水につきましては、下水道へ接続、雨水は西側側溝と北側水路へ放流する計画になっています。

日照、通風、用水も東側、南側の田には影響ないと思われまます。土砂等の流出についてであります。土留めを設置しての工事になることから、特に問題ないと思えます。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

備考欄の医療施設を教育施設に訂正していただくようお願いいたします。農地区分ではありますが、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設がある農地ということで、第3種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、16番は許可されました。

#### 【受付番号17番】

(農地担当)

17番、北溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

この土地は、東側が水田で申請地の残地になります。西側は水路があり道路、南側が宅地で住宅であります。北側が、水路があり道路であります。申請地は管理をされている休耕田でありました。以上であります。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

添付の地図を見ていただければと思います。

申請地は、東側が●●●があります。北側が●●が通った状態であります。東側が申請地の残地、西側が水路と市道、南側が宅地で住宅が建っています。北側は水路があり市道、用水につきましては、新しいU字溝が設置されていることから問題ありません。排水につきましては、生活排水、雨水につきましては、枡を設置して溝へ排水することから問題ありません。日照、通風につきましては、予定建築物が平屋建てであり北側が市道であることから問題ありません。

土砂の流出等は境界部分に土留を設置することから問題ありません。

以上のことから、周辺農地等への影響はないと思います。

よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願ひいたします。

(主査)

農地区分ですが、桃太郎線服部駅のおおむね500メートル以内にある農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、17番は許可されました。

#### 【受付番号18番】

(農地担当)

18番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願ひいたします。

(11番委員)

この土地につきましては、東側が水田で申請地の残地部分になります。西側が道路、南側は宅地、北側が水田であります。管理されている休耕田であります。

以上であります。

(4番委員)

申請地農地は、渡し人が高齢であり、現在、施設へ入所されております。従いまして営農ができる状態ではありません。そのようなことから、今回の申請に至ったものであります。

申請農地は、現地調査でも報告のあったとおりでありまして、周囲が宅地、市道、渡し人の農地、

北側に農地であります。北側の耕作者の同意も得ていることでもあります。被害防除計画書からも土砂の流出、排水等につきましても周辺農地への影響がないような計画であることから、地元としては問題ないと思います。

以上であります。

(農地担当)

黒尾地区担当の推進委員であります宮崎委員からありましたら、お願いいたします。

(宮崎委員)

11番委員と4番委員の報告のとおりであります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

18番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、18番は許可されました。

#### 【受付番号19番】

(農地担当)

19番、南溝手の件につきまして現地調査の報告と地元委員の報告を併せてお願いいたします。

(11番委員)

この土地につきましては、東側が宅地、西の北側が水田、南側が休耕田、南側につきましては、●●●●●●、北側は申請地への進入路、東北は宅地であります。

申請地につきましては、6月24日に林斉委員にも現地を確認していただいております。その後の6月27日に私も現地確認をしています。

用排水につきましては、作付け水田と管理水田がありますが、特に問題ないと思います。申請地からの排水は、市道側の水路へ排水する計画になっています。日照、通風につきましては、問題ないと思います。土砂の流出につきましても土留めを設置することから問題ありません。

林斉委員の意見として周囲が宅地化している状態であり、宅地で囲まれたような状態であることから、地元としては特に問題ないとのことであります。

以上であります。

(農地担当)

担当の推進委員であります林斉委員からありましたら、お願いいたします。

(林斉委員)

11番委員の報告のとおりであります。

補足説明はありません。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、19番は許可されました。

【受付番号20番】

(農地担当)

20番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

この土地につきましては、東側が宅地と倉庫が建っています。西側が雑種地、南側が雑種地と一部宅地、北側が道路であります。既に倉庫が建っている状態でありました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

申請地は、以前から畑部分に倉庫が建っていた所であります。

申請地の西、南側は数年前に転用申請がされている所であります。東側は宅地になっていますが、露天駐車場と見てもおかしくない状態であります。周囲は道路と露天駐車場となっています。

かなり以前から、現在の状態であることから周辺農地への影響はないものと考えられますので、審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

委員さんからの報告にもありますように、申請地には既に倉庫が建っています。昭和50年頃、所有者が法の規定を知らず倉庫を建てて利用していたものであります。今回、始末書も提出されております。

農地区分ですが、市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、20番は許可されました。

以上で、議案第29号の審議は終了いたしました。

### **【議案第30号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】**

(農地担当)

続きまして、議案第30号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第30号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

(農地担当)

この案件につきましては、私が調査していますので報告をさせていただきます。

(3番委員)

申請された道、水ですが、●●●●●●●の東側入口の道、●●●●●●●のある交差点、そこから入った右手になります。申請地は2筆の土地に挟まれている状態です。2筆の土地を一団として利用するためのものです。すぐ横に流れている大きめの水路に付け替えることにより、道、水は使われなくなるものであります。

用途廃止を行いましても周辺農地への農業上の支障はないと地元農業委員としては考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、用途廃止申請につきまして、農業上支障ないということによろしいでしょうか。  
(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、農業委員会として、営農上支障なしということで回答します。

以上で、議案第30号の審議は終了いたしました。

### **【議案第31号 農業振興地域整備計画の変更等について】**

(農地担当)

続きまして、議案第31号 農業振興地域整備計画の変更等について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

#### **【議案第31号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】**

平成30年上期分の農業振興地域の除外について、総社市から農業委員会に対しまして意見を求められております。

今回は、総社地区が3件、山手地区が1件、清音地区が3件であります。内容につきましては、事前に配布いたしております資料をご覧くださいと思います。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造政策の推進上必要な施策が適切に行われるよう意見を聴くものとなっております。

また、同施行規則第4条の4第1項第27号イの規定により、地域の農業の振興に関する計画に係る農用地等以外に供される土地についても意見を求められています。具体的には、岡山南部灌漑排水事業の受益地となっている農地で、今回は、山手の1番、清音の1番、2番、3番が該当になります。これらにつきましては、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から、支障の有無について農業委員会として意見を述べるものであります。

なお、各種法令による農地転用の許可見込みにつきまして、総社市から意見を求められましたが、清音3以外については許可見込みがありという回答をしております。清音3につきましては、申請地以外に第1種農地、甲種農地以外の土地においてその目的が達成できると認められるため、許可見込みなしと回答しています。また、山手1につきましては、既存の施設内の利用状況等を確認する必要があると意見を付しています。

以上であります。

(農地担当)

事務局から説明がありましたが、この7件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(2番委員)

面積が500平方メートルになっているのですが、いいんですか。

(主査)

500平方メートル以内というという考え方もあります。

基本的には、必要最低限度の面積ということになります。

(2番委員)

この申請地につきましては、事前に運営委員会委員が現地確認をしています。

10番委員から何かありましたらお願いいたします。

(10委員)

清音の3番につきましては、過去にイチゴの栽培をする約束が履行されていない状態であります。この約束を確認する必要があるかと思えます。

(7番委員)

清音3についてですが、イチゴハウスの計画があります。その計画は、会社を退職後にイチゴの経営をするというものであります。

(11番委員)

前回の申請書類には、30年度と記載されています。

30年度が今年なので、その確認をしなければと。

(7番委員)

退職は、まだしていないのかなと。

(主査)

今回とは別の申請時には、平成30年7月からイチゴハウスを行うということがありました。7月に入っているのですが、現在のところ着手もされていない状況であります。

(14番委員)

トウモロコシが植えてありました。

(農地担当)

それでは、山手1につきましては敷地内の営農状況の確認、清音3につきましてはイチゴハウスの確認をすることの条件を付したうえで、農業委員会としての意見としてはいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、山手1、清音3につきましては、条件を付したうえで農業委員会の意見として回答いたします。

以上で、議案第31号の審議は終了いたしました。

### 【議案第32号 農用地利用集積計画案について】

(農地担当)

続きまして、追加議案として議案第32号、農用地利用集積計画案について議題といたします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第32号 農用地利用集積計画案について朗読】

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(3番委員)

どうして、そうじゃ地食べ公社になるのですか。

(課長)

平成30年度から黒尾地区のハイブリッドメガ生産団地、桃の生産団地であります。昨年に久代地区をさせていただきました。黒尾地区につきまして、平成30年度から平成32年度の3年間で岡山ハイブリッドメガ生産団地ということで、黒尾地区、出来上がり面積として、2.2ヘクタールを実施するものであります。この団地は、新規就農者のために団地を整備するものであります。現在、桃の研修に入っている就農者のために作るものであります。新規就農者が農地を借りることができないことから、一旦、そうじゃ地食べ公社が土地を借りて利用権設定をするものであります。このようなことから、今回、議案として提出をさせていただいています。

(農地担当)

他に、質問等ありませんか。

(4番委員)

2ページの4番ですが、受け人の方は、以前に農地法第3条の申請があった方ではないですか。

(農地担当)

以前に、農地法第3条で同じ方から同じ方への申請がありました。それ以外の貸借の部分があり、今回、この流動化になったものであります。

他に、質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ、議案第32号、農用地利用集積計画案のとおり農業委員会として決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、決定することといたしました。

以上で、議案第32号の審議は終了いたしました。

### 【議案第33号 農業振興地域整備計画の変更について】

(農地担当)

続きまして、追加議案として議案第33号、農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

#### 【議案第33号 農業振興地域整備計画の変更について朗読】

議案第32号と関係があるのですが、岡山ハイブリッドメガ生産団地の事業区域として農業振興地域に編入しようとするものです。資料をお配りしていますが、ピンク色になっている部分が該当する土地であります。場所については、砂川公園の管理事務所、駐車場の南側になります。

(課長)

国の補助事業を受けるため、その条件として農業振興地域内の農用地でなければならないので整備計画を変更するものです。

(農地担当)

この件につきまして、何か質問等ありませんか。

(4番委員)

農振地域への編入ということですか。

(主査)

そうなります。

(4番委員)

現在は、農振地域ではないのですか。

(主査)

はい。

(農地担当)

他に何か質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

意見等なければ、議案第33号、農業振興地域整備計画の変更について、意見等はなしということ  
とでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

意見等なしということに決定いたしました。

以上で、議案第33号の審議は終了いたしました。

### **【報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第20号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第20号 報告書について朗読】**

### **【報告第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第21号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第21号 報告書について朗読】**

### **【報告第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第22号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局

より説明をお願いします。

(主査)

【報告第22号 報告書について朗読】

**【報告第23号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当)

次に、報告第23号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第23号 報告書について朗読】

**【報告事項】**

(農地担当)

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日、第3条関係を7件、第4条関係が1件、第5条関係が9件の許可であります。

総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見、また、農業振興地域整備計画の変更についての審議を2件、農用地利用集積計画について決定をいたしました。

以上で、付議事件の審議は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件を終了いたします。

日程第4、その他に入りますが、しばらく休憩といたします。

**【午後3時5分から午後3時10分まで休憩】**

#### 【日程第4 その他】

(会長)

休憩前に続き、再会いたします。

日程第4のその他に入りたいと思います。

委員の方から何かありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主事)

【現地調査日時等について報告】

【総会日時等について報告】

(会長)

ありがとうございました。

それでは、以上で、総社市農業委員会総会を終了いたします。

**閉会 午後3時13分**